



○国税庁の取組紹介
 国税庁ホームページ内の「くらしを支える税」をテーマとした特設ページにより、国税庁の各種取組についてご紹介します。
 ・国税庁の取組等を紹介
 ・ドラマ仕立ての動画で国税庁の仕事や取組を紹介
 ・国税庁レポートなど、国税庁の1年間の活動やその年のト

国税庁ホームページによる広報



11月11日(土)～11月17日(金)は「税を考える週間」です。今年、くらしを支える税」がテーマです。

税務課 「税を考える週間」のお知らせ

ピックアップについて、統計資料等を交えながら説明
 SNSを利用した広報
 ○ツイッターによる情報発信
 「税を考える週間」の実施に合わせてYouTubeの国税庁動画チャンネルや国税庁ホームページのインターネット番組「Web-TAX-TV」、新着情報などの各種情報を発信します。
 問合せ 嵐山町役場税務課 課税担当 ☎62-2153
 東松山税務署 ☎22-0990 (自動音声案内)

税務課
税務署からのお知らせ
 「関東信越国税局 文書照会センター」の設置について
 関東信越国税局では、平成29年7月から、従来、関東信越国税局管内全63税務署が行っていた文書照会等の事務の一部について、「関東信越国税局 文書照会センター」において集中処理しています。
 文書照会センターにおける事務の概要は次の通りですので、ご理解とご協力をお願いいたします。
 所在地 埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1 合同庁舎1号館

☎0570-005901 (全国一律市内通話料金)
 受付時間…平日9時～17時
 ※携帯電話・PHSでご利用の場合は、通常の通話料金になります。また、IP電話ではご利用いただけない場合があります。
 事務の内容
 1 照会文書の発送
 ○照会文書を文書照会センターから発送します。
 ○照会文書に対する問合せ先及び回答書の提出先は、文書照会センターとなります(ただし、申告書や届出書など、照会文書の回答書以外の提出先は所轄税務署となります)。
 2 電話照会
 回答期限までにご回答いただけなかった場合には、文書照会センターから、電話による問合せをさせていただきます。
 税務職員を装った「振り込め詐欺」にご注意ください
 ・税務職員が納税者の皆様に電話で問い合わせる場合は、提出していただいた申告書等を基にその内容をご本人に確認することを原則としています。
 ・税務署や国税局では、還付金受取のために金融機関等の現

金自動預け払い機(ATM)の操作を求めることはありません。
 ・税務署や国税局では、国税の納税のために金融機関の口座を指定して振込みを求めることはありません。
 問合せ 税務課 収税担当 ☎62-2153

税務課
太陽光発電設備に係る固定資産税(償却資産)の課税について
 太陽光発電設備システムを設置すると、固定資産税の償却資産に該当し、申告や課税の対象となる場合があります。
 個人の方の場合、10kW以上の太陽光発電設備システムを設置し売電を行っている、事業の用に供している償却資産に該当しますので固定資産税の課税対象となります。
 売電による所得の申告とは別に償却資産の申告が必要ですので、申告がまだお済みでない方は速やかに税務課へ申告書を提出してください。
 償却資産の申告に必要な書類は税務課窓口にあります。郵送もできますのでご連絡ください。
 問合せ 税務課 課税担当 ☎62-2153

『年末調整説明会』開催のお知らせ

東松山税務署では、給与の支払がある事業者(法人及び個人)の方に対して、「平成29年分の給与所得者に係る年末調整説明会」を下記のとおり開催します。

開催日	開催時間	対象者	開催場所
11月20日(月)	10時～12時	嵐山町、東松山市、滑川町、小川町、ときがわ町	東松山市民文化センターホール (東松山市六軒町5-2)
	14時～16時	東松山市、川島町、吉見町、鳩山町	

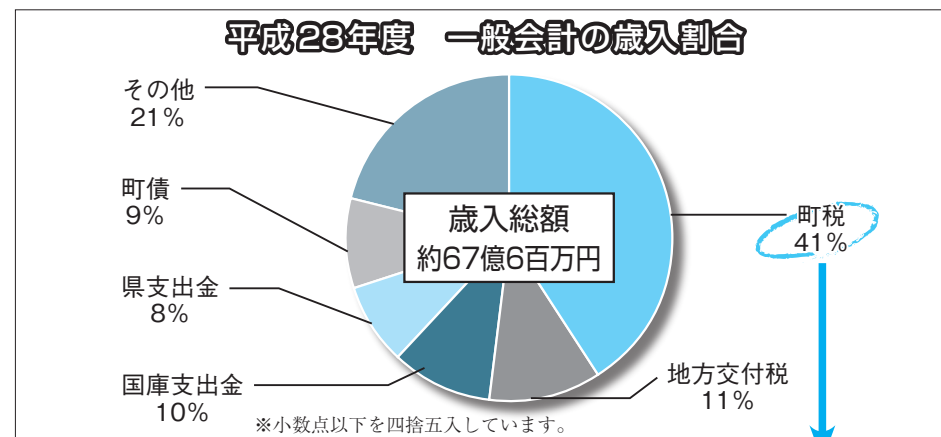
※都合により、指定された時間に出席できない場合、他の時間に出席することが可能です。

※問合せ 東松山税務署 ☎22-0990 自動音声案内の「2」をお選びください。担当部署におつなぎします。

町税・国保税は期限内に納税しましょう!



皆さんから納めていただく町税は、町財政を支える貴重な自主財源となっています。
 また、国民健康保険税は皆さんの医療費に使うための大切な財源です。
 各税金はそれぞれ定められた納期限までに納税しましょう。



税は私たちの暮らしを支えています
 私たちが納めている税金は、「安心で安全なまちづくり」のための、貴重な財源となっています。
 嵐山町の平成28年度の歳入(収入)のうち、約41%が皆さんの税金です。

平成28年度町税の内訳

	区分	調定額(円)	収入済額(円)	H28収納率	H27収納率
1	固定資産税	1,561,946,933	1,526,574,031	97.7	97.5
2	町民税	1,082,508,993	1,042,403,175	96.3	96.2
3	たばこ税	112,894,549	112,894,549	100.0	100.0
4	軽自動車税	45,676,800	44,008,175	96.3	95.9
	合計	2,803,027,275	2,725,879,930	97.2	97.1
1	国民健康保険税	525,905,318	432,197,240	82.2	81.1

町税の内訳(一般会計)
 納税者の皆さんに納めていただいている一般会計の町税は、固定資産税、町民税、たばこ税、軽自動車税です。決算額の構成は表「平成28年度町税の内

訳」とおりです。固定資産税がもっとも多く、町民税と併せてほぼ94%を占めています。
 納期内納付をお願いします
 収納率とは収入額を調定額(収入すべき金額をいいます)で除した数値です。この数値を上げることが、自主財源の確保の面から常に注目されています。28年度の収納率は、27年度と比較して0.1ポイント増となりました。
 納税者の皆さんには、ぜひとも納期限内納付にご協力をお願いいたします。
 ・国民健康保険税の状況
 国民健康保険税の収納率は、28年度は82.2%で昨年より1.1ポイントの大幅の増となりました。
 国民健康保険制度は、相互扶助を基本に運営しています。今後も、納税にご協力をお願いいたします。
 ★滞納処分
 納期限を経過しても納税や相

談がない方に対しては、催告文書の送付、電話催告や自宅訪問などを行うと共に、滞納者の財産を発見するため、法律に基づき官公署庁、金融機関、勤務先等に対し各種調査を実施します。それでもなお納税しない滞納者に対しては、預貯金や給与、不動産等の差押えを行います。
 差押え後も完納にならない場合は、やむを得ず不動産等の差押財産の公売を実施することになります。
 この一連の手続きは法律により定められており、滞納者の意思に関わりなく執行されるものです。
 ★延滞金
 町税などは、定められた納期限までに納税者が自主的に納めていただくことになっていきます。
 納期限までに完納されない場合には、納期限内に納めた方との公平を保つため、延滞金が増算されます。延滞金は非常に高額(基本は年9.0%が加算されます)になりますので、必ず納期限内に納めましょう。